

# 農業委員会だより

## ～ 農業研修生の受け入れ先として活動する農業委員 ～



イチゴのマルチがけを指導中の一コマ

(左手前:大森美也子農業委員、左中央:研修生の北郷大斗さん、右奥:(株)おおもり農園代表取締役 大森一弘さん)

今回は、新規就農に結びつけるため、岡山県農業大学校から農業研修生の受け入れを平成21年から行っている大森美也子農業委員にお話をお聞きしました。

『研修に利用している東区福治の農地では、約35アールのハウス栽培で年間約18トン(イチゴパックに換算すると7万2千パック!)のイチゴを収穫しています。農業研修では、春・秋の年2回それぞれ2週間ずつ受け入れを行い、イチゴの苗づくりから収穫までを通して研修生に技術指導をしています。農業研修に参加する方は10～20代の若い人がほとんどで(中には40代50代の方もいらっしゃいます!)、指導者側も学生さんと触れ合うことによって元気や活力をもらっています。この研修を行うことにより、参加者みんなが向上心をより高め合い、後継者不足の解消に繋がればと思います。』



研修生の北郷さん



イチゴの花

中学生の時、祖父母から家庭菜園を手伝って欲しいと言われたことがきっかけで、野菜について興味を持ったと話す北郷大斗(きたざと ひろと)さん(19)。非農家出身で、農業系高校を卒業後、岡山県農業大学校に入学し、現在1年生。将来は、野菜を中心にした体験農園を開園したいという夢を話してくれました。休日は、気分転換にゲームをすることが趣味という現代っ子です。

※掲載している写真は、撮影のためにマスクを外しています。

編集  
発行

岡山市第一・第二農業委員会

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 電話:086-803-1562 FAX:086-231-5690

ホームページ… [岡山市農業委員会事務局](http://www.city.okayama.jp/soshiki/37-0-0-0-0_1.html)

検索

[https://www.city.okayama.jp/soshiki/37-0-0-0-0\\_1.html](https://www.city.okayama.jp/soshiki/37-0-0-0-0_1.html)

## 農地相談会を開催します(第一農業委員会)

昨年に引き続き、農地の貸し借り、所有権移転や転用など、農地に関するさまざまなご相談をお受けする「農地相談会」を行います。

ご相談は無料で、農業委員、農地利用最適化推進委員が対応いたします。

感染症拡大防止の観点から、誠に恐れ入りますが事前予約の上、お越しください。なお、事前予約がない場合、長時間お待ちいただく場合がございますのでご了承ください。

予約連絡先(農業委員会事務局):086-803-1562



### 令和3年度農地相談会日程

中・中央地区	地区	開催日	開催時間	開催場所
	一宮	令和4年1月19日 (水曜日)	9時30分～12時	JA岡山 一宮支所
	中央	令和4年1月21日 (金曜日)	9時30分～12時	JA岡山 牧石支所

北・吉備地区	地区	開催日	開催時間	開催場所
	吉備	令和4年1月17日 (月曜日)	10時～15時	JA岡山 吉備支所
	高松	令和4年1月27日 (木曜日)	10時～15時	JA岡山 高松支所
	足守	令和4年2月2日 (水曜日)	9時30分～12時	JA岡山 足守支所

御津・建部地区	地区	開催日	開催時間	開催場所
	建部	令和4年1月20日 (木曜日)	10時～12時	JA岡山 建部営農センター
	御津	令和4年2月1日 (火曜日)	10時～12時	御津公民館

# コミュニティフリッジ

「お互いさまの気持ち」で支えるみんなの公共冷蔵庫



※撮影のためにマスクを外しています。

「北長瀬コミュニティフリッジ」事務局の前野泰子さんと寄せられたメッセージ  
★周りの写真はプレゼンターから寄せられた農産物・日用品

## ～「北長瀬コミュニティフリッジ」事務局の前野泰子さんからのお話～

コミュニティフリッジとは、食料品や日用品の支援を必要とされている方とこれらの物資を無償で提供する方(フードプレゼンター)をつなぐ仕組みです。

「困ったときはお互いさま」の気持ちで運用しており、利用者は無料で24時間気兼ねなく利用できます。また、利用者とフードプレゼンターは直接会うことはありませんが、その分、コミュニケーションボードを通じて利用者の様子がわかるよう工夫しています。先日は利用者のお子さんたちが書いたお礼のはがきをフードプレゼンターの皆さんに送ったところです。

色々ご支援をいただきますが、新鮮な農作物はとりわけ人気が高く、利用される方からも多くの感謝の言葉をいただいています。これからも無理のない範囲で息の長いご寄付、ご支援をくださいますよう、よろしく願いいたします！



倉庫入口

## コミュニティフリッジへの協力に寄せて

岡山市第一農業委員会南区協議会副会長 中野 佐都子

新型コロナが様々などころに影響を与えている中、生活に困っておられる方へ日々の食料品や日用品などを支援するコミュニティフリッジの活動をお聞きしました。一人の農業者として、また日々の食卓を預かる者として、農業委員会の女性委員の活動として、農作物や余剰の日用品等の提供を全農業委員・農地利用最適化推進委員に呼びかけさせていただき、おかげさまで大切に育てた採れたての農作物等を届けることができます。皆様のご協力に感謝いたします。



お問い合わせ先

「コミュニティフリッジ」について詳しい内容がお知りになりたい方、ご賛同ご協力いただける方等は、ホームページでご確認いただくか、または、お電話にてお問い合わせください。

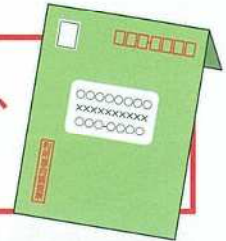
◆ホームページ [北長瀬コミュニティフリッジ](#) [検索](#)

◆電話番号:086-236-7458(受付時間:9:00-21:00)

## 農地の利用意向調査について

農業委員会では、令和3年8～10月の間に農地の利用状況調査（農地パトロール）を行いました。調査の結果、1年以上耕作されていないと判断されたすべての農地（現況が山林又は原野化した農地を除く）について、耕作者の方に対し、「利用意向調査票」を郵送することにより、今後の利用方法について意向をお尋ねします。

**「利用意向調査票」が郵送された際は、必要事項を記載の上、農業委員会まで必ずご返送ください。**



### ◇利用意向調査に関する変更点

	①対象農地	②回答期限
～昨年度まで	新規に遊休農地と判定した農地を対象として利用意向調査を実施	利用意向調査実施日から <u>2か月半程度</u>
令和3年度以降	<b>新規だけでなく、調査時点で遊休農地と判定したすべての農地</b> （ただし、現況が山林又は原野化した農地を除く）を対象として、 <b>毎年</b> 、利用意向調査を実施	利用意向調査実施日から <b>1か月以内</b>

### ◇農地を耕作することが出来ない場合などは

ご自身やご家族で耕作できない場合は、農業委員会事務局までご相談ください。  
（郵送された「利用意向調査票」に必要事項を記載の上、ご返送ください。）



農地中間管理機構を通じた農用地利用集積計画（利用権設定）などにより、担い手農家に農地を貸し出し、農地の有効利用が図られるように調整します。

**※ただし、農地の状況（場所・面積・形状・取水・進入路等）によっては、借り手が見つからない場合があります。**

お問い合わせ先

■ 岡山市第一・第二農業委員会事務局 (086)803-1562

# 人・農地プランの実質化について



誰がどのように農地を利用するのか。将来の農業について話し合きましょう。

## ◆人・農地プランとは？

地域には、「農地を貸したいが受け手が見つからない」、「農地を借りたいが出し手が見つからない」、「農地が利用できず、耕作放棄地が増えている」など、将来、人と農地をどのように利用していけばよいのかといった課題があります。これらの課題を解決するために、地域での話し合いを経て地域農業のあり方をまとめたものが、「人・農地プラン」です。市では、これまで市内全域を16地域に分けて、それぞれの地域特性を踏まえた「人・農地プラン」を策定してきました。

## ◆人・農地プランの「実質化」って何？

人・農地プランの実質化とは、上記の「人・農地プラン」をより有効なものとするため、5年から10年後の農地利用を担う経営体(中心経営体)や農地の集積・集約化の方針などを決めて、近い将来の農地の「出し手」と「受け手」を明らかにする取り組みです。

このため、市内全域の地域をさらに細分化した地区(集落単位)で話し合いを行い、人と農地の利用方針を具体的に決めていくこととなりました。この実質化の取り組みについて、令和2年度には16の地区(集落)で実質化を行いました。また、現在もアンケート調査や話し合いを行っている地区(集落)もあり、実質化に取り組んでいます。

## ◆どうやって進めて行けば良いのか？

人・農地プランの実質化を進めたい方は、お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員へ相談していただくほか、実質化を進めたい仲間を集めるなど、地区(集落)単位で「話し合いの場」を設けていただくようお願いいたします。話し合いには、岡山市や市農業委員会からも説明にうかがいます。詳しくは、下記の問い合わせ先にご相談ください。

### 人・農地プランの実質化の進め方

**Point!**



#### 1 アンケートの実施

おおむね5年から10年後の農地利用に関するアンケート調査を実施

#### 2 現況把握(地図の作成)

アンケートの調査結果を地図にして、話し合いの場で活用

#### 3 集約化に関する将来方針の作成(話し合いの開催)

5年から10年後の農地利用を担う経営体(中心経営体)の方針決定

※話し合いには、農業者の方のほか、岡山市、市農業委員会、JA、農地中間管理機構等が参加します。

## ◆人・農地プランの実質化のメリットは？

話し合いにより実質的なプランがまとまることで、共通認識が高まります。さらに、「人・農地プラン」の中心経営体となる方は、スーパーL資金の融資が当初5年間無利子となる支援等の対象となります。



**課題解決に向けて、皆さんで取り組んでまいりましょう!**

お問い合わせ先

■岡山市農林水産課 (086) 803-1343 ■岡山市農業委員会事務局 (086) 803-1562  
■各区役所農林水産振興課 ■各支所産業建設課

# 若い農業者の皆さん! 自分の老後 自分で守れますか?

若い  
今こそ年金  
アクション!

若い農業者の方は、**国民年金の上乗せの  
公的な年金「農業者年金」**に加入して  
安心して豊かな老後を!



ポイント

1

国庫補助で手厚い支援!

1万円の自己負担で**2万円の積立てが実現!**

ポイント

2

早く加入すれば、**国庫補助が長く受けられる**

ポイント

3

自ら支払った保険料は、

**全額社会保険料控除**の対象!

さらに**保険料は自由に選べる!**

詳しくは…

検索

<https://www.nounen.go.jp>



## ポイント

1  
の説明

## まだ経営が安定していない若いうちは、 月々の負担が少ない特例保険料(国庫補助)を 活用して豊かな老後生活に備えましょう。

## 補助要件

- 保険料の国庫補助を受けられる期間は最長20年間です。(35歳以上の支援は最長で10年間です。)
- 国庫補助を受けている間の保険料は月額2万円(国庫補助額を含む)で固定され、加入者が負担する保険料は、2万円から国庫補助額を差し引いた額になります。
- 国庫補助を受けられる期間を過ぎた場合は通常の保険料(月額2万円~6万7千円の間で千円単位で選べ、変更も自由です)になります。

## ■ 国庫補助対象者と保険料

区分	必要な要件	保険料(補助額)	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	1万円 (1万円)	1万4千円 (6千円)
2	認定就農者で青色申告者	1万円 (1万円)	1万4千円 (6千円)
3	区分1又は2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	1万円 (1万円)	1万4千円 (6千円)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	1万4千円 (6千円)	1万6千円 (4千円)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	1万4千円 (6千円)	—

※国庫補助額は保険料月額2万円(固定)に対する補助額(割合)です。 ※区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系尊属である必要があります。  
 ※35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。  
 ※区分1~5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分(国庫補助額が減額になることがあります)又は通常の保険料への変更が必要です。

## ポイント

2  
の説明

## 早く加入すれば、国庫補助額は大きい。

## 注意

国庫補助部分の年金を受給するには、経営継承が必要です。  
 国庫補助分を除いた本人負担分についての年金(農業者老齢年金)は、原則65歳から生涯受け取ることができます。(60歳からの繰上げ受給も可能です。)国庫補助部分の年金を受給する際には、加入期間として20年以上(カラ期間を含む)、と経営継承が必要となります。経営継承の時期についての年齢制限はありませんので、65歳を超えてもかまいません。また、国庫補助の部分に関しては、死亡一時金の適用はありません。

## ■ 農業者年金に加入すれば～ 農業者年金の支給額(年額)の試算

加入年齢	納付期間	性別	保険料の国庫補助のない加入の場合		保険料の国庫補助を受ける加入の場合			
			保険料本人負担分総額	農業者老齢年金支給額(年間)	保険料本人負担分総額	支給総額(年間)	農業者老齢年金支給額	特例付加年金支給額
20歳	40年	男性	960万円	76万円	744万円	77万円	55万円	22万円
		女性		64万円		64万円	46万円	18万円
30歳	30年	男性	720万円	50万円	588万円	51万円	39万円	12万円
		女性		42万円		42万円	33万円	9万円
35歳	25年	男性	600万円	39万円	528万円	40万円	34万円	6万円
		女性		33万円		33万円	28万円	5万円

※上のケースは、保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.25%となった場合の試算です。予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ令和3年度は、0.25%です。(各金額は単位未満を四捨五入により表示しているため、内訳数字との合計が一致していません。)

## ポイント

3  
の説明

## 自ら支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象!

国庫補助を受けていても、自ら支払った保険料は、家族の分も含めて全額社会保険料控除の対象です。また、増収したときは節税効果を期待して、いつでも通常加入に変更でき、保険料の額も見直してきます。

農業者年金の内容やご相談については、  
 最寄りの農業委員会(TEL:086-803-1564)か  
 JAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。

## 独立行政法人 農業者年金基金

● 専門相談員 TEL: 03-3502-3199  
 ● 企画調整室 TEL: 03-3502-3942

# 耕作放棄地に再び作付けを!

## 草刈り機(ハンマーナイフモア)を活用しませんか

農業委員会では、耕作放棄地解消の取り組みを行っています。

農地の所有者は、農地を荒らすことなく耕作することが求められています。耕作放棄地となってしまった農地は、病虫害の発生による周辺農地への影響だけでなく、地域の景観上も好ましくありません。

「耕作はしたいけど農地が荒れている」、「農業を再開したいけれども草刈り機を持っていない」…。そんな悩みをお持ちの方はご相談ください。

農地利用に向けての草刈りを、農業委員・農地利用最適化推進委員がお手伝いします。

作業料金は、下記のとおり草丈・農地面積に応じて徴収させていただきます。

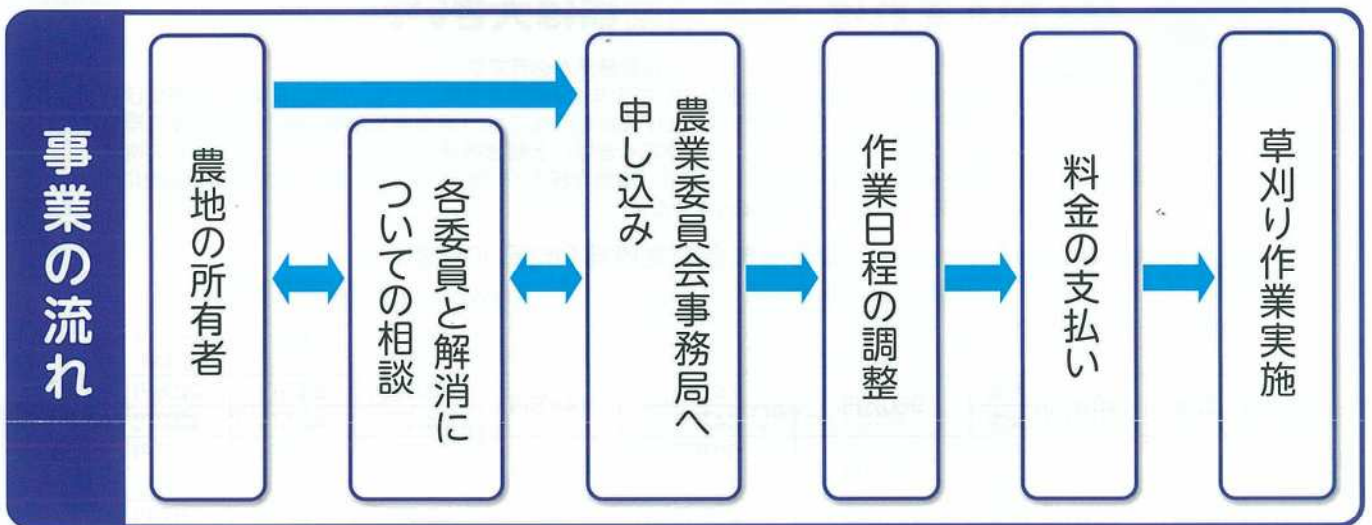
### 10アールあたりの作業料金

- 草丈が1mを超えるもの 22,000円
- 草丈が1m以下のもの 15,000円

※なお、草刈りの作業は、農業委員・農地利用最適化推進委員が行います。

草刈り機の一般の方への貸し出しは行っておりませんので、ご了承ください。

※**農地の状況(灌木が生えている等)や進入路の状況によっては、作業をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。**



### 編集後記

時がたつのは早いもので、今年も残りわずかとなりました。昨年に引き続き、コロナ禍での生活を余儀なくされ、色々な行事が中止になる中、それでも農業委員会では様々な取り組みを行いました。今号では、農業研修の受け入れやコミュニティブリッジへ参加する農業委員・農地利用最適化推進委員の活動報告、利用意向調査等を紹介しています。感染への不安が残る日々が続きますが、皆様にとって来年はよりよい年になりますようお願いしています。

編集委員 惣市英康 大森美也子 秋山幸江 板野俊之 森安幸三  
佐藤 操 片岡靖登 水内清郎 (順不同)

### 全国農業新聞

農業新聞を購読しませんか

月4回 金曜日発行

B3版 10~14ページ

購読料

月700円(送料込み)

お申し込みは…

農業委員、農地利用最適化推進委員、  
農業委員会事務局まで